

但ニ再採用ノ時期ヲ七月二十一日ト云フ事テハ本人等ニ  
 對シ氣ノ毒テアルカヲ善ク方テモ會社ノ面目ヲ立テル  
 カラ實質的ニ二人ノ者ニ損ノナイ様ニ願ヒ度イト答ヘ  
 幸甚謀長ハ君達クソウ云フ御考ヘナラ私ノ方テモ善ク  
 ルト答ヘ種々折衝ノ結果告辭狀取下ニ伴フ事項ハ竹重課  
 長對高橋涉トノ間ニ於テ決スルコトトシ代表ヨリ  
 一 再採用ヲモヨイカラ年功加俸ノ通算ニ障リナイ様ニ事  
 二 再採用ノ時期ヲ短縮スルコト  
 一 提策ヲ為シ會社ハ種々面倒カ生ズルカラ  
 一 發表ハ再採用トシテ實質ニ於テ復職ノ取扱ヲ為ス  
 一 再採用ノ時期ハ七月一日トスル  
 但シ新規採用願書ノ外ニ始末書ヲ提出スルコト  
 ( 辭意ヲ表スル事ヲ加味シタル )  
 會社ノ意志ヲ表明シタルニ代表等ハ是ヲ認メ第三四項

勞秘第一四一〇號

昭和九年六月二十三日

發信視總監

藤沼庄平

事務局長  
 山本達雄 殿  
 社會局長 官 殿

近藤商店自動車部ノ紛議ニ関スル件 發生一解決

發生六二六 解決六二八  
 使用労働者五〇  
 爭議参加者 六  
 關係労働組合 日本労働同盟

9.6.2  
 5701

要旨

- (一) 發信外數名ノ運轉手六月廿日下谷區新町本所所在ノ貨車停メテ信リ度カヲ表面親委會  
 ノ臨時總會開催ヲ稱シテ労働同盟會指導會ノ指導受テ「米倉制屋」等ノ組合員等ハ「米倉制屋」等ノ組合員等  
 ノ事以下九項目ノ要旨ヲ再述スルニテ二四日中回答ヲ受ケテ事トシ決セリ
- (二) 近藤商店車部ニ於テハ役業ノ少シ多ク致シテ利用事業全ク忍びテ金銀等ヲ爲メ事ヲ停業シテ  
 居シ九分八分ラ以テ六月廿日第一三三以下九名ノ三課者ヲ檢束ス
- (三) 六月廿日臨時總會開折衝ノ結果從善會員全ク承認シテ發信外之各般等認メ運轉手等ノ労働同盟會  
 條件ヲ以テ解決ス

